報告第７号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年５月２９日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

専決処分書

専決第２号

専決処分書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和８年５月７日専決

亀山市長　　櫻　井　義　之

庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

１　事故原因及び状況

令和７年１２月１３日午後０時１２分頃、鈴鹿市三日市町地内において、片側１車線の市道を緊急走行中、前方の相手方車両を追い抜くため反対車線を走行した際、相手方車両が反対車線に進入したため、相手方車両の右前部と接触し、これを破損させた。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

３　損害賠償の額

２９，０３０円